

経済要録

国内

◆総裁談話

日本銀行は、12月1日、以下の内容の総裁談話を公表した。

日本銀行は、為替市場における今般の大蔵省の行動を支持し、為替市場が早期に安定を回復することを強く期待している。

日本銀行は、政府が為替介入に必要な資金を調達する際のほか、為替市場の行き過ぎた動きが国内金融取引の安定を阻害するおそれがある場合などには、短期金融市場の安定を確保するため、遅滞なく、必要な資金を市場に十分供給する方針である。

なお、日本銀行は、介入資金も利用して豊かで弾力的な資金供給を行っており、本日も、この方法により大量の資金を市場に残す調節を実施した。

◆平成11年度一般会計第2次補正予算の成立

12月9日、参議院本会議において、平成11年度一般会計第2次補正予算が可決され、成立した（その概要については、『日本銀行調査月報』2000年1月号「経済要録」参照）。

◆大蔵省、「財政投融资制度の抜本的改革案（骨子）」を公表

大蔵省は、12月9日、平成13年（2001年）4月以降、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への全額預託義務を廃止し、金融市場を通じ自主運用を行うことなどを含む「財政投融资制度の抜本的改革案（骨子）」を公表した。

財政投融资制度の抜本的改革案（骨子）

1. 基本的考え方

- 郵便貯金・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへと抜本的な転換を図る。これにより、財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の改革・効率化の促進にも寄与する。
- 財政投融资の対象分野・事業については、政策コスト分析などの適切な活用を図り、民業補完、償還確実性等の観点から不断の見直しを行う。

2. 改革の骨子

(1) 資金調達

- ① 郵便貯金・年金積立金の預託の廃止（自主運用）

- 郵便貯金・年金積立金について、資金運用部に対する全額預託義務を廃止し、平成13年（2001年）4月以降は、金融市場を通じ自主運用を行う。簡保積立金も、財投機関等に対する融資を廃止し、郵便貯金と同じく平成13年（2001年）4月以降は、金融市場を通じ自主運用を行う。
- ただし、財政力の弱い地方公共団体の資金確保のため、自主運用開始後の郵便貯金、簡保積立金は、地方債計画・財政投融资計画の枠内で、地方公共団体に対しては例外的に直接融資を行う。その際、個別地方公共団体との相対交渉ではなく、予算により国会の議決を受けた貸付枠の中で、市場原理に則して政府が定める統一的貸付条件等によって簡素な手続きにより融資する仕組みとする。
- 自主運用に際しては、資金の公的性格及びその規模に鑑み、あらゆる角度から安全確実かつ効率的な仕組みを検討し、ルール化して厳正に行う。

② 財投機関債

- 特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まる。このため、特殊法人等は、まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行う。

③ 政府保証債

- 政府保証債については、財政規律の確保等の観点から、直ちに政府保証なしで財

投機関債を発行することが困難な機関等について、個別に厳格な審査を経た上で限定的に発行を認める。

④ 財投債

- 上記②、③のいずれによっても資金調達が困難であったり、不利な条件を強いられる重要施策実施機関や超長期資金を必要とする事業等について、国の信用で一括して市場原理に則した財投債によって調達した資金の貸付けを受ける方式を認める。

⑤ 財投債の財政規律の確保等

- 財投債は、財政規律を確保するため、一般会計と区分経理した新しい特別会計において発行し、発行限度額について国会の議決を受ける。貸付債権からの回収金等により償還される仕組みを備えていることから、将来の租税を償還財源とする現行の国債における定率繰入れ等は適用しないこととする。
- 発行・流通の仕組みについては、現行の国債・地方債証券等における一体発行の例や諸外国の実例、債券市場の効率性等に鑑み、現行の国債と一体のものとして取り扱う。

(2) 財政投融资の対象分野・事業の見直し

- 民業補完の趣旨を徹底し、償還確実性を精査する等不断の見直しを行い、投融资の肥大化を抑制する。
- 見直しに際しては、政策コスト分析を適切に活用する。

(3) 市場原理との調和の推進

- 資金調達については、市場に連動した条件で行うこととし、これまでのような預託者の事業運営に対する配慮としての金利上乗せを廃止する。
- 貸付金利については、基本的に、貸付期間に応じ、国債の市場金利を基準として設定する。また、10年ごとの金利見直し制も選択可能とする。
- 資産・負債管理（ALM）の充実を図る。
- 平準的に発行される財投債と融資のタイミングのずれを円滑に調整するため、融通証券を発行し、発行限度額について国会の議決を受ける。

(4) 国会の議決等

- 財政投融资は、財政政策の一環として、国が行う資源配分機能を有する長期の投融资活動であることから、改革後も予算により国会の議決を受ける。
- 財政投融资の全体像を示すため、分かりやすく投資、融資、保証に区分の上、統一性・一覧性をもった財政投融资計画を作成し、国会の審議充実にあ資するため、国会に提出する。その際、財投機関債についても、財投機関の自己資金の内訳として明示する。
- 地方公共団体に対する貸付けは、政策的な資源配分機能を有するため、財政投融资計画において、郵便貯金・簡保積立金による貸付けを含めその総額を統一性・一覧性をもった形で表示する。

(5) 経過措置

- 郵便貯金及び年金積立金の預託の廃止に当

たっては、中央省庁等改革基本法等を踏まえ、既往の貸付けの継続にかかわる資金繰りを確保するとともに、市場に与える影響に十分配慮し、激変緩和のための適切な経過措置を講ずる。

(6) 政策コスト分析の充実等

- 将来の国民負担に関するディスクロージャーの充実を図り、財政の健全性の確保にあ資するとともに、財政投融资の対象分野・事業の見直しに役立てるため、財政投融资対象事業の政策コストを定量的に把握し、公表する。
- 政策コスト分析を通じ、特殊法人等の業務・財務の改善、財政規律の向上を図る。
- 今後とも分析対象の拡充、分析手法の改善を図ることにより、政策コスト分析の一層の充実に継続的に取り組む。

(7) 特殊法人等・財政投融资全体のディスクロージャー等の推進

- 各特殊法人等のディスクロージャーの充実を図るとともに、財政投融资全体のディスクロージャーの拡充を推進する。

(8) 「資金運用部」の廃止等

- 「資金運用部」を廃止し、新しい財政投融资制度にふさわしい仕組みを構築する。その際、発生主義への移行など経理基準の改善等を行い、財務の透明性、明瞭性の一層の強化を図る。

(9) 実施時期

- 中央省庁等改革基本法等に基づき、平成13年（2001年）4月より実施する。

◆金融再生委員会、熊本ファミリー銀行の公的資本増強申請を承認

金融再生委員会は、12月9日、いわゆる金融機能早期健全化法に基づく熊本ファミリー銀行の公的資本増強申請を承認した。なお、同行の経営健全化計画が併せて同日に公表された。

ルレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

（別添1）

平成11年12月17日
日本銀行

◆民事再生法の成立

12月14日、参議院本会議において、民事再生法が可決され、成立した（12月22日公布）。これは、経済的に窮境にある債務者とその債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整し、当該債務者の事業又は経済生活の再生を図るため、和議法に基づく和議手続に代わる新たな再建型倒産処理手続を設けることを目的とするもの。

当面の金融政策について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、12月17日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添1のとおり公表することを決定、同日対外公表を行ったほか、平成12年1月～6月の金融政策決定会合の開催予定日を、別添2のとおりとし、これを公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、12月21日に公表したほか、11月12日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを12月22日に公表した。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

（別添2）

平成11年12月17日
日本銀行

金融政策決定会合等の日程（平成12年1月～6月）

	会合開催	（参考）	
		金融経済月報公表	（議事要旨公表）
12年 1月	1月17日<月>	1月19日<水>	（2月29日<火>）
2月	2月10日<木>	2月15日<火>	（3月13日<月>）
	2月24日<木>	—	（3月29日<水>）
3月	3月 8日<水>	3月10日<金>	（4月13日<木>）
	3月24日<金>	—	（5月 2日<火>）
4月	4月10日<月>	4月12日<水>	（5月22日<月>）
	4月27日<木>	—	（6月15日<木>）
5月	5月17日<水>	5月19日<金>	（7月 3日<月>）
6月	6月12日<月>	6月14日<水>	未定
	6月28日<水>	—	未定

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コー

◆平成12年度の政府経済見通しについて

政府は、12月19日、「平成12年度の経済見通

しと経済運営の基本的態度」を閣議了解した。経済見通しにかかる主要経済指標は、以下のとおり。

主要経済指標

	平成10年度 (実績)	平成11年度 (実績見込み)	平成12年度 (見通し)	対前年度比増減率			
				平成11年度		平成12年度	
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	497.3	495.2	498.9	▲ 0.4	0.6	0.8	1.0
民間最終消費支出	305.4	309.2	313.2	1.2	1.6	1.3	1.0
民間住宅	19.6	20.7	20.3	5.4	6.0	▲ 1.8	▲ 1.6
民間企業設備	72.9	66.8	67.0	▲ 8.4	▲ 6.1	0.3	1.4
民間在庫品増加(寄与度)	—	—	—	0.2	0.2	0.1	0.1
財貨・サービスの輸出	53.7	51.2	51.6	▲ 4.7	3.7	0.8	3.8
(控除)財貨・サービスの輸入	43.9	43.7	45.0	▲ 0.5	5.4	2.9	3.7
内需寄与度	—	—	—	0.1	0.7	0.9	0.9
民需寄与度	—	—	—	▲ 0.0	0.4	0.8	0.8
公需寄与度	—	—	—	0.1	0.3	0.1	0.1
外需寄与度	—	—	—	▲ 0.5	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1
国民総生産	504.1	501.7	506.4	▲ 0.5	0.6	0.9	1.2
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度	
労働力人口	6,789	6,780	6,775	▲ 0.1	—	▲ 0.1	—
就業者総数	6,495	6,460	6,470	▲ 0.5	—	0.2	—
雇用者総数	5,353	5,330	5,350	▲ 0.4	—	0.4	—
完全失業率	%	%程度	%程度	—	—	—	—
	4.3	4.7	4.5	—	—	—	—
生産	%	%程度	%程度	—	—	—	—
鉱工業生産指数・増減率	▲ 7.1	2.5	2.2	—	—	—	—
物価	%	%程度	%程度	—	—	—	—
国内卸売物価指数・騰落率	▲ 2.1	▲ 1.0	▲ 0.1	—	—	—	—
消費者物価指数・騰落率	0.2	▲ 0.3	0.3	—	—	—	—
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度	
貿易・サービス収支	9.6	7.3	6.5	—	—	—	—
貿易収支	16.0	13.6	12.9	—	—	—	—
輸出	47.6	45.9	46.3	▲ 3.6	—	0.8	—
輸入	31.7	32.3	33.4	2.0	—	3.4	—
経常収支	15.2	12.3	11.4	—	—	—	—
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度	—	—	—	—
	3.1	2.5	2.3	—	—	—	—

(注) 主要な前提は以下のとおりである。なお、これらの前提は、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成11年度	平成12年度
世界GDP(日本を除く)	3.4%	2.9%
円相場(円/ドル)	111.3円	105.3円
原油価格(ドル/バレル)	20.0ドル	23.3ドル

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成11年11月22日以降作業開始前1ヶ月間の平均値105.3円で一定。
3. 原油価格は、平成12年以降作業開始前1ヶ月間のスポット価格の平均値で一定とし、運賃、保険料を付加。

◆平成12年度税制改正の大綱の閣議提出について

政府は、12月19日、平成12年度税制改正の大綱を閣議に提出した。本大綱では、住宅ローン減税の半年間延長、特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設や登録免許税の税率引き下げ等の措置を講ずることとしている。

◆金融審議会、「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」を公表

金融審議会は、12月21日、「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」を公表した。その概要は、以下のとおり。

特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方の概要

1. 市場規律を中心とした預金者等の保護

(1) 預金者保護の基本＝金融機関による健全で収益力の高い経営

(2) 問題金融機関の早期発見・早期是正が重要

市場規律によるモニタリング

監督当局の役割

- ・ 検査・モニタリングの充実・強化
- ・ 早期是正措置の適時適切な運用

2. 金融機関の破綻処理のあり方

(1) 基本的考え方

- 「小さな預金保険制度」を目指す（現在の

特例期間中は全預金・全負債保護)

－ 回復の見込みがなくなった金融機関を早期に処理

- 受皿が存在する場合の一般資金援助方式を優先的に適用

－ 破綻金融機関の金融機能を受皿に引継ぐ（営業譲渡等）

保険金支払方式（狭義のペイオフ）はできるだけ回避

（注）破綻に伴う損失負担により預金の一部カットされる点は同じ

- 破綻処理を迅速化・破綻処理方式を多様化

(2) 一般資金援助を伴う営業譲渡等の迅速化

金融機関の破綻に伴う預金者や地域経済等への影響を最小限に止めるために、破綻金融機関が有していた金融機能を迅速に受皿に引き継ぐことが重要

- 事前準備（名寄せ等）

金融機関の持つ預金者データをスムーズに預金保険機構に引継ぐ

- 資金援助が可能になる場合の拡大

営業の一部譲渡（例えば、健全資産と付保預金）の場合の資金援助

- 営業譲渡手続の迅速化・簡素化

公的な管理人制度の導入、営業譲渡に関する裁判所の代替許可制度

(3) 金融機能の維持（営業譲渡までに時間がかかる場合への対応）

営業譲渡のための準備が十分でない場合でも、破綻金融機関において一定の金融機能を継続できるようにすることが重要

● 預金者等の利便性の確保

- ・ 預金保険機構による仮払金の支払
- ・ 破綻金融機関における付保限度までの預金の払戻し
- ・ 付保限度を超える預金については、預金等債権の買取制度の適用

● 流動性預金の問題への対応

金融機関の破綻に伴う企業の決済等への影響を勘案すると、迅速な破綻処理が確実なものとなり、民間の決済サービスの多様化が図られるまでの間は、流動性預金（主に決済のために使用される期限の定めのない預金）について時限的に特別な措置を講じることも止むを得ない。但し、その場合、重い保険料負担を課すなどのモラル・ハザードの回避策が必要

● 借り手の保護

- ・ 破綻金融機関からの融資、国・地方公共団体における対応
- ・ 金銭消費貸借契約における約款等の見直し（保険事故が発生したときには、期限未到来の預金債権と借入金債務との相殺を預金者が可能とする）

(4) 受皿（譲受金融機関の問題）への対応

- 譲受金融機関が現れやすい環境の整備
ロス・シェア（プロフィット・シェア）、受皿への資本増強
- 譲受金融機関が直ちに現れない場合の対応
ブリッジ・バンク、整理回収機構の受皿機能

3. 危機的な事態が予想される場合の対応

信用秩序全体の維持等に重大な支障が生

じうような万が一の事態に備えて、例外的な措置を可能としておくことが必要であるが、その場合厳格な手続が求められる

● 例外的な措置の内容及び手続

- ・ 金融危機対応会議（平成13年1月設置）の関与
- ・ 具体的な措置内容（資本増強、ペイオフコスト超の資金援助、特別公的管理）
- ・ 金融機関の特別な負担（財政措置を講じざるを得ないこともある）

4. 預金保険制度の他の論点

(1) 付保対象——以下のものを対象にすることが適当

- 金融債（個人の貯蓄向けで転々流通しないものに限る）
- 公金預金・特殊法人預金
- 預金利息

(2) 預金保険の対象金融機関

- 協同組織金融機関の連合会を新たに対象とする
- 外国銀行在日支店——引き続き検討を進める（検査・監督のあり方を含む）

(3) 保険金支払限度額等

- 保険金支払限度額
現行水準（1000万円）の維持
- 仮払金
現行水準（20万円）を相当程度引上げ

(4) 預金等債権の買取り

- 現行は付保対象預金等に対象が限定されているが、債権及び債権者が明確に確定でき

るものに限定するなどの工夫を行った上で、付保対象となっていない預金等にまで対象範囲を拡大

(5) 預金保険料

- 特例措置終了後の預金保険料の水準
 - － 借入金の早期返済という観点から、現行の水準をベースとして検討
- 可変保険料率（金融機関の財務状況等に応じた料率）の導入
 - － 検討は早く進めるべきであるが、当面、慎重に対応

5. 特例措置が終了するまでに整備すべき環境

(1) 金融機関のディスクロージャー

- SEC基準と同様の基準による不良債権の開示（平成10年3月期から）
- 業務・財産の状況に関し法令に規定された具体的な事項の連結ベースでの開示を罰則付きで義務化（平成11年3月期から）
- 金融機能再生法に基づく資産査定の開示（平成12年3月期から全金融機関）

(2) 金融システムの安定——平成13年3月末までの間に

- 金融システムの安定を一層強固なものとする仕組み
 - － 金融機能再生法及び金融機能早期健全化法等の枠組み等の活用
- 個々の金融機関における経営基盤の強化

(3) その他

- 預金保険制度等に関する広報

◆金融審議会第一部会、「中間整理（第二次）」を公表

金融審議会第一部会は、12月21日、いわゆる「日本版金融サービス法」の第一歩として、集団投資スキーム及び金融商品の販売・勧誘ルールについて、当面可能な法制化にかかる検討結果を、「中間整理（第二次）」として公表した。その概要は、以下のとおり。

金融審議会第一部会「中間整理（第二次）」のポイント

（いわゆる「日本版金融サービス法」関連）

1. はじめに

(1) 新しい金融のルールの枠組みとして、金融取引を幅広く対象とし、縦割り規制から機能別規制に転換するとともに、ルール違反には行政上の規制に止まらず、民事上の責任も追及される仕組み（いわゆる「日本版金融サービス法」）の整備を念頭に検討を進めてきた。

(2) 今回、「日本版金融サービス法」の第一歩として、集団投資スキーム及び販売・勧誘ルールについて、当面可能な法制化にかかる検討結果を「中間整理（第二次）」としてとりまとめる。

2. 集団投資スキームの整備について

多数の投資者から資金を集めて市場で専門家が管理・運用する、いわゆる集団投資スキームについて、以下の法整備を行う。

(1) 資産流動化型スキーム（特定の資産を企業から切り離し、証券化等により流動化を図る

仕組み)について、以下の方向で「SPC法」を改正する。

- 投資者保護に配慮しつつ簡素・合理化を図り使い勝手をよくする。
- 流動化対象資産を拡大する(不動産、指名金銭債権等を幅広い対象へ拡大)。
- 流動化の器として、SPCに加え信託も利用可能とする。

(2) 資産運用型スキーム(投資者から集めた資金を合同して専門家が運用し利益を投資者に配分する、資金運用のための仕組み)について、「証券投資信託及び証券投資法人法」を改正し、不動産を含めた幅広い資産への投資運用を可能とする。

3. 金融商品の販売・勧誘ルールの整備について

(1) 説明義務の明確化と民事上の効果

金融商品の販売に際して、販売業者に一定の説明義務を課し、これに違反した場合に損害賠償責任が生じることを明確にする。

- ① 金融商品の範囲は、できるだけ広く対象(一般的に定義することは将来の検討課題とし、商品を幅広く列挙)。
- ② 販売業者の範囲は、対象金融商品の販売行為を業として行う者を広く対象。
- ③ 説明すべき内容は、顧客のリスク判断にとって重要な事項とし、収益の変動や元本割れの可能性を、商品の仕組みに沿って説明。
- ④ いわゆるプロが顧客である場合や、顧客が説明を不要とした場合には、説明は不要。

(2) 販売業者のコンプライアンス(内部管理)体制の整備

販売業者に対し、勧誘に関する社内規程の整備・遵守を義務付けるとともに、同規程の基本的な方針について公表等を義務付ける。

(注) なお、詐欺的な勧誘等については、国民生活審議会で検討中の消費者契約法が適用。

4. 裁判外紛争処理制度の整備等と消費者教育の充実について

まずは、業界団体等における自主的な取組、行政当局の努力を期待。

最終報告に向け、更に検討。

5. 終わりに

今回の議論のとりまとめは、「日本版金融サービス法」の重要な枠組みを構成するものであり、法制化の実現を期待。

更に、来年6月を目途に最終報告のとりまとめに全力で取り組む。

◆金融審議会第二部会、「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間とりまとめ」を公表

金融審議会第二部会は、12月21日、「保険会社のリスク管理と倒産法制の整備 中間とりまとめ」を公表した。金融審議会第二部会では、「保険の基本問題に関するワーキング・グループ」を設置し、保険会社のリスク管理の在り方と倒産法制の整備について検討を行ってきたが、今般の中間とりまとめは、その成果として公表されたものである。

◆平成12年度一般会計予算および 財政投融资計画の政府案について

政府は、12月24日、平成12年度一般会計予算および財政投融资計画について閣議決定した。その概要は、次のとおり。

◆与党、破綻金融機関の預金等を 全額保護する特例措置の廃止時期 を現行より1年間延期すること を決定

与党3党政策責任者協議において、12月29日、破綻金融機関の預金等を全額保護する特例措置の廃止時期を現行より1年間（平成14年3月まで）延期することが決定された。

平成12年度一般会計予算案

		(単位 億円、%)	
		12年度	11年度 当初予算比 増減(△)率
歳入	租税及印紙収入	486,590	3.3
	その他収入	37,181	0.7
	公債金	326,100	5.0
	合計	849,871	3.8
歳出	一般歳出	480,914	2.6
	うち 社会保障関係費	167,666	4.1
	文教及び科学振興費	65,222	0.9
	恩給関係費	14,256	△ 3.6
	防衛関係費	49,358	0.1
	公共事業関係費	94,307	0.0
	経済協力費	9,842	△ 0.4
	中小企業対策費	1,943	1.0
	エネルギー対策費	6,351	△ 2.8
	主要食糧関係費	2,239	△ 16.7
	産業投資特別会計へ繰入	1,595	0.0
	その他の事項経費	59,634	11.3
	公共事業等予備費	5,000	0.0
	予備費	3,500	0.0
	国債費	219,653	10.8
	地方交付税交付金等	149,304	10.4
	合計	849,871	3.8

平成12年度財政投融资計画

		(単位 億円、%)	
		12年度	11年度 当初計画比 増減(△)率
財政投融资 の概要	[一般財政投融资]		
	住宅関連機関	113,851	2.6
	住宅金融公庫	103,871	2.7
	都市基盤整備公団	9,980	2.4
	中小企業関連機関	64,429	△ 0.4
	うち 国民生活金融公庫	41,900	0.0
	中小企業金融公庫	22,100	0.0
	その他の公庫・銀行	44,362	△ 28.2
	うち 日本政策投資銀行	19,971	△ 31.4
	国際協力銀行	18,391	△ 30.8
	農林漁業金融公庫	3,500	9.4
	その他の公団・事業団等	59,298	△ 3.7
	うち 日本道路公団	21,000	△ 0.3
	年金福祉事業団	13,490	△ 20.4
	社会福祉・医療事業団	4,105	12.6
	地方	92,720	△ 1.8
	地方公共団体	76,500	△ 1.2
公営企業金融公庫	16,220	△ 4.9	
計	374,660	△ 4.8	
	[資金運用事業]		
	郵便貯金特別会計	20,000	△ 76.5
	年金福祉事業団	27,100	△ 11.1
	簡易保険福祉事業団	15,000	△ 25.0
計	62,100	△ 54.2	
合計		436,760	△ 17.4
原資内訳	資金運用部資金	333,049	△ 23.8
	簡保資金	63,800	△ 3.0
	政府保証債・政府保証借入金	38,811	55.2
	うち 政府保証債	38,811	55.2
	産業投資特別会計	1,100	6.2
合計		436,760	△ 17.4

◆現行金利一覧 (12年1月17日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合 ・ 商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とす る貸付利率 ・ その他のものを担保とする 貸付利率	0.5 0.75	7. 9. 8 (1.00) 7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.2	11.10. 8 (2.3)
政府系金融機関の貸付基準金利 ・ 日本政策投資銀行 ・ 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫 ・ 住宅金融公庫	2.20 2.20 2.80	11.10. 8 (2.30) 11.10. 8 (2.30) 11.11. 1 (2.60)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	1.05	11.12.17 (1.00)
(期間5年~7年)	1.50	11.11.12 (1.30)
(期間7年以上)	2.10	11.12.17 (2.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (12年1月17日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債 (10年)	応募者利回り (%)	<1月債> <u>1.698</u>	<12月債> 1.836
	表面利率 (%)	<u>1.8</u>	1.9
	発行価格 (円)	<u>100.87</u>	100.54
割引国債 (5年)	応募者利回り (%)	<1月債> 1.137	<11月債> 1.137
	同税引後 (%)	0.927	0.927
	発行価格 (円)	94.50	94.50
政府短期証券	応募者利回り (%)	(12年1月17日発行分~) <u>0.160</u>	(12年1月13日発行分~) <u>0.095</u>
	発行価格 (円)	<u>99.959</u>	<u>99.976</u>
政府保証債 (10年)	応募者利回り (%)	<1月債> <u>1.800</u>	<12月債> 1.900
	表面利率 (%)	<u>1.8</u>	1.9
	発行価格 (円)	100.00	100.00
公募地方債 (10年)	応募者利回り (%)	<1月債> <u>1.811</u>	<12月債> 1.911
	表面利率 (%)	<u>1.8</u>	1.9
	発行価格 (円)	99.90	99.90
利付金融債 (5年物)	応募者利回り (%)	<1月債> 1.300	<12月債> 1.300
	表面利率 (%)	1.3	1.3
	発行価格 (円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り (%)	<1月後半債> 0.250	<1月前半債> 0.250
	同税引後 (%)	0.210	0.210
	割引率 (%)	0.24	0.24
	発行価格 (円)	99.75	99.75

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。
2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆BIS支払・決済システム委員会、市中協議報告書「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」を公表

BIS支払・決済システム委員会（CPSS）は、12月13日、市中協議報告書「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」（原題：Core Principles for Systemically Important Payment Systems — A consultative report by CPSS —）を公表した。同報告書は、システミックな影響の大きい資金決済システムを対象に、決済システム改善に向けた政策目標を「安全性と効率性の向上」としたうえで、①決済システムの設計・運営に関するコア・プリンシプル（基本原則）と、②設計・運営に関する基本原則を適用していくうえでの中央銀行の責務を提示している。

◆ジョイント・フォーラムによるペーパー（最終版）の公表

バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構（IAIS）は、12月15日、これら3つの組織の代表からなる「ジョイント・フォーラム」が作成した、金融コングロマリットの監督に関するペーパーの最終版（原題：“Risk Concentrations Principles”および“Intra-Group Transactions and Exposures

Principles”）を公表した（プレス・ステートメントの仮訳については、『日本銀行調査月報』2000年1月号参照）。

◆バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構・専門委員会、「銀行、証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引に関するディスクロージャーの調査報告書」を公表

バーゼル銀行監督委員会は、12月16日、証券監督者国際機構（IOSCO）・専門委員会と共同で、「銀行、証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引に関するディスクロージャー（1998年の年次報告書におけるパブリック・ディスクロージャーの調査結果）」（原題：Trading and Derivatives Disclosures of Banks and Securities Firms — Results of the survey of public disclosures in 1998 annual reports）を公表した（本ペーパーのエグゼクティブ・サマリー部分の仮訳は、『日本銀行調査月報』2000年1月号参照）。

◆韓国銀行、2000年のインフレ目標値を2.5%±1%に設定

韓国銀行は、2000年のインフレ目標値を2.5±1%に設定した（99年は、3%±1%）。

◆フィリピン中央銀行、翌日物 貸出金利を引き上げ

フィリピン中央銀行は、12月15日、翌日物貸出金利を引き上げた（11%→12%）。